

第 4 次計画 体系図

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		
重点目標		
施策の基本的方向		
Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり		
1 男女平等意識の浸透		
(1)	男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します	
(2)	各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します	
(3)	メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します	
(4)	メディアやSNS等を通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します	
2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し		
(1)	社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます	
(2)	男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します	
3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実		
(1)	学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します	
(2)	教職員等の研修を充実します	
(3)	性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます	
(4)	学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます	
(5)	男女平等意識を育む家庭教育を推進します	
4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶		
(1)	ドメスティック・バイオレンスや性暴力などの根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します	
(2)	ドメスティック・バイオレンスや性暴力などの実態を把握し、被害者の相談や保護・支援を行います	
(3)	セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組を推進します	
5 生涯を通じた健康づくり		
(1)	妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及に努めます	
(2)	生涯を通じた男女の健康の維持・増進対策を充実します	
6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進		
(1)	男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します	

第 5 次計画 体系図（案）

※第 4 次からの変更部分を朱書きで記載（統合等によらない新規表現は太字・下線）

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		備考 ※備考内の項目番号は、第４次（現行）を示しています。
重点目標		
施策の基本的方向		
Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり		
１ 男女平等の意識浸透		
(1)	各種団体等と連携し、効果的な広報・啓発活動を推進します	○(2)は(1)を効果的に行うための取組
(2)	メディアやSNS等を活用した啓発活動を推進するとともに、様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します	○(3)と(4)は対となる取組
２ 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し		
(1)	社会制度、慣行等を男女平等の視点で調査・点検し、実態把握と啓発に努めます	○(1)と(2)は関連が深く、一体的に記載可能 ※(2)の情報収集、課題整理は、(1)の調査・点検、実態把握に包含
(2)	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、県民の気運醸成を図るとともに地域の実情を踏まえた取組を促進します。	○「Ⅱ3(3)社会における活動の自由な選択を妨げない環境づくりを促進」を移行し、「固定的な性別役割分担意識の解消」を明記
３ 男女平等の視点に立った教育・学習の充実		
(1)	学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実するとともに、教職員等の研修に努めます。	○(2)は(1)を効果的に行うための取組
(2)	性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めるとともに、指導者等の人材の養成を進めます。	○(4)は(3)を効果的に行うための取組
(3)	男女平等意識を育む家庭教育を推進します	
４ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者に対する相談支援の充実		
(1)	ジェンダーに基づくあらゆる暴力やハラスメントの根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します	○国の第６次基本計画を勘案し、 ・「女性等に対するあらゆる暴力」、「ＤＶや性暴力」 ⇒「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」 ・大項目である重点目標にも「被害者への相談支援の充実」を追記
(2)	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の実態を把握し、被害者の相談や保護・支援を行います	○セクシャルハラスメントは「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」に包含
５ 生涯を通じた健康づくり		
(1)	妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及に努めます	
(2)	生涯を通じた男女の健康の維持・増進対策を充実します	
６ 国際的な男女共同参画の取組の理解促進		
(1)	男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します	

第 4 次計画 体系図

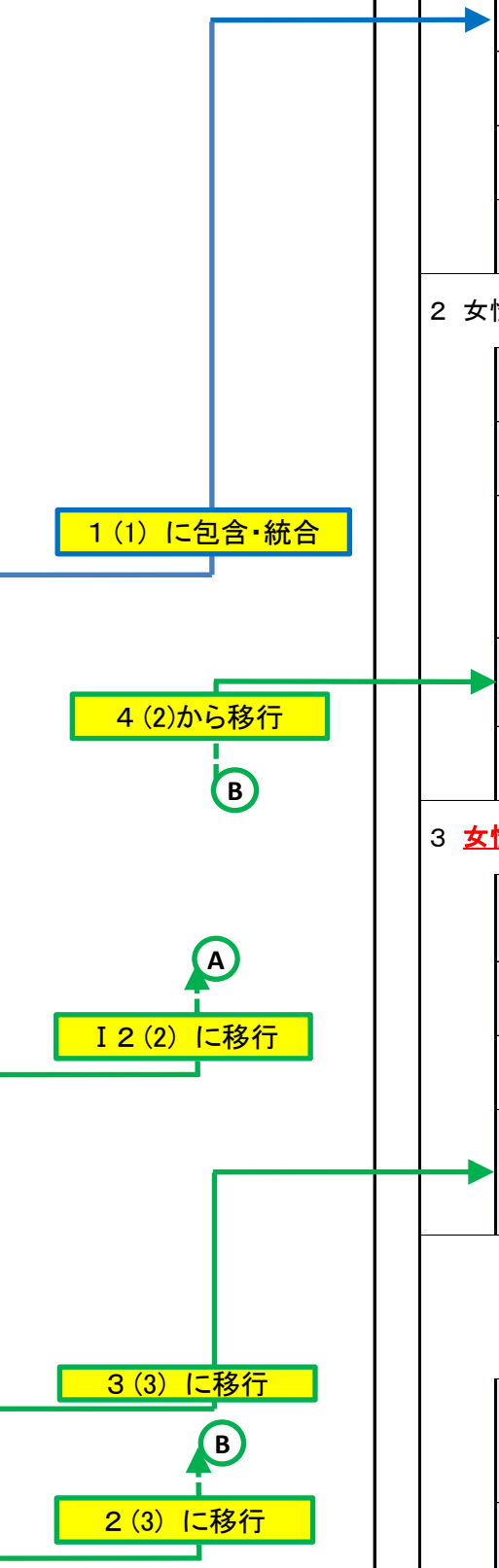
※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		
重点目標		
施策の基本的方向		
Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり		
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
(1)	県の審議会等への女性登用を推進します	
(2)	女性県職員・教職員の育成・登用を推進します	
(3)	市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	
(4)	企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します	
2 女性の能力の開発・発揮		
(1)	あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します	
(2)	女性の起業など様々なチャレンジを支援します	
(3)	女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します	
(4)	女性団体等への活動支援を充実します	
3 女性の県内定着・U I ターンのための環境整備		
(1)	所得水準向上と魅力ある良質な働く場の確保を促進します	
(2)	U I ターン関心者の掘り起こしと受入体制の充実を促進します	
(3)	社会における活動の自由な選択を妨げない環境づくりを促進します	
4 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保		
(1)	雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します	
(2)	女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します	
5 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画		
(1)	農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します	
(2)	農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます	
(3)	商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます	

第 5 次計画 体系図（案） ※第 4 次からの変更部分を朱書きで記載（統合等によらない新規表現は太字・下線）

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		備考 ※備考内の項目番号は、第４次（現行）を示しています。
重点目標		
施策の基本的方向		
Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり		
１ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
(1)	県の審議会等への女性登用を推進します	○ 2 (3) の具体的取組「県の付属機関の委員の情報収集」をこちらに記載
(2)	女性県職員・教職員の育成・登用を推進します	
(3)	市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	
(4)	企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します	
２ 女性の能力の開発・発揮		
(1)	あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します	
(2)	女性の起業など様々なチャレンジを支援します	
		○個人情報の取り扱いが厳格化し、人材情報の収集・提供には慎重な対応が求められる中、体系への記載はせず、具体的取組を必要な項目に包含させる
(3)	女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します	○ 4 (2) をそのまま移行（「４」は「２」「３」に統合）
(4)	女性団体等への活動支援を充実します	
３ 女性に選ばれるための魅力的な環境整備		
(1)	女性のキャリア形成と所得水準の向上を図るとともに、魅力ある良質な働く場づくりの促進と情報発信に取り組めます	○「女性のキャリア形成」と「魅力ある良質な働く場に係る情報発信」について明記
(2)	ＵＩターン関心者の掘り起こしと受入体制の充実を促進します	
		○取組内容は「職場、家庭、地域等における慣行の見直しを呼びかけ」
(3)	雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します	○ 4 (3) を移行（「４」は「２」「３」に統合）
		○「雇用等の分野」を県として重点的に取り組むべき「２」と「３」に移行し、そのための取組であることを明示。 ※「５」は農林水産業や家族経営・従事など固有の内容が存在するため、特出しを継続
		○男女で均等な機会と待遇の確保という、女性に活躍の場として選ばれるための「環境整備」
		○女性の職業能力の開発・発揮の促進
４ 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画		
(1)	農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します	
(2)	農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます	
(3)	商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます	



第 4 次計画 体系図

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		
重点目標		
施策の基本的方向		
Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり		
1 男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	(1)	仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します
	(2)	仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します
	(3)	多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進します
	(4)	職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します
2 男性にとっての男女共同参画の促進		
	(1)	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します
	(2)	男性の家事・育児・介護等への参画を促進します
	(3)	男性が抱える困難への対応を充実します
3 子育て環境、介護体制の充実		
	(1)	多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します
	(2)	地域における子育て支援を充実します
	(3)	子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します
	(4)	高齢者や障害者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します
4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備		
	(1)	生活困窮者の自立の促進を支援します
	(2)	ひとり親家庭への支援を充実します
	(3)	多様な人々が安心して生活できる環境を整備するとともに、社会参画を支援します
5 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画		
	(1)	地域活動における男女共同参画を促進します
	(2)	防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します
	(3)	環境保全の取組への男女共同参画を促進します

(2)(3)を統合

I に包含・統合

3 (2)に移行

C

4に包含・統合

(1)(2)を統合

C

2 (2)から移行

再編

第 5 次計画 体系図（案）

※第 4 次からの変更部分を朱書きで記載（統合等によらない新規表現は太字・下線）

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		備考 ※備考内の項目番号は、第4次（現行）を示しています。	
重点目標			
施策の基本的方向			
Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり			
1 多様で柔軟な働き方が選択でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能な就業環境の充実		○「多様で柔軟な働き方が選択できる」を明記。 ※慣行等については、(1)で「固定的な役割分担意識の解消」を記載	
	(1)	固定的な性別役割分担意識の解消をはじめとした、仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します	○「固定的な性別役割分担意識の解消」を明記
	(2)	ライフステージや個別の事情に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする就業環境の整備を促進します	○(2)、(3)は関連が深く、一体的に記載可能 ○国の6次計画を勘案し、「ライフステージに応じた働き方」を明記
	(3)	職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します	
			○「(1)意義の理解」、「(3)困難への対応」は男女共に必要な事項であることを踏まえ、各項目で男性への目線を含めて網羅し、それぞれの項目に統合する。 ただし、「(2)家事・育児・介護への参加促進」は「男性」に促すべきものであるため、統合せず「3」に移行
2 子育て環境、介護体制の充実			
2	(1)	多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策を含め、地域における子育て支援を充実します。	○(1)、(2)は関連が深く、一体的に記載可能
	(2)	男性が家事・育児・介護等に参画しやすい環境整備を促進します	○2(2)を移行し、項目3に沿った記載に修正
	(3)	子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します	
	(4)	高齢者や障害者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します	
3 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備			
3	(1)	安心して相談できる体制の充実を図ります	○「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」を踏まえ、再編
	(2)	一人ひとりの困りごとに応じた支援を強化します	
	(3)	多様な人々が安心して生活できる環境を整備するとともに、社会参画を支援します	
4 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画			
4	(1)	地域活動における男女共同参画を促進します	
	(2)	防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します	
	(3)	環境保全の取組への男女共同参画を促進します	

第4次計画 体系図

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		
計 画 の 推 進	重点目標	
	施策の基本的方向	
	1	総合的な推進体制及び機能の充実
	2	計画の進行管理と調査・情報収集
	3	市町村や国の関係機関との連携
	4	県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

第5次計画 体系図（案）

※第4次からの変更部分を朱書きで記載（統合等によらない新規表現は太字・下線）

※ … 本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標		備考 ※備考内の項目番号は、第4次（現行）を示しています。
計 画 の 推 進	重点目標	
	施策の基本的方向	
	1	総合的な推進体制及び機能の充実
	2	計画の進行管理と調査・情報収集
	3	市町村や国の関係機関との連携
	4	県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働